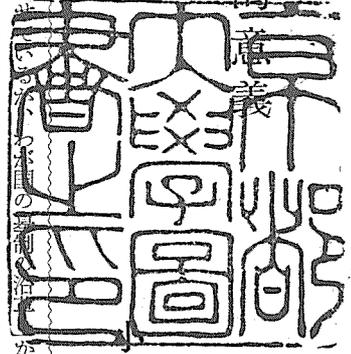


昭和33.6.23

古墳の發生の歴史的意義



東洋史研究会 寄贈

林 行 雄

〔要約〕考古学上では古墳をもつて一つの時代を代表するものとして、わが國の墓制の政治からみれば、古墳はその一時期に一般の墓制とは別に出現した、特殊な葬法にすぎない。それは古墳が貴族のための墓制であるからである。しかし古墳は貴族の發生よりおくれ、貴族の權威の革新をまつて發生した。すなわち世襲制の發生によつてその地位と權力とを保證された首長が、伝世の寶鏡の保管によつて象徴されるような、在來の司祭的權威への依存を必要としなくなつた時に、古墳は發生し、寶鏡の伝世は絶たれたのである。この現象は大和政権の勢力の伸張につれて各地にひろがつたが、地方における古墳の發生には、それらの地方首長に対する畿内からの同範鏡の分与によつて確かめられるように、常に大和政権との結びつきが先行した。古墳を發生させた首長権世襲制の發生は、同時にかかる意味における外的承認によつて裏付けられていたのである。なお同範鏡の分有關係において畿内が中心的位置を占めてゐることは、三世紀中葉以來の政治的情勢を反映するものであらう。

一 古墳の發生

考古学上の時代区分としては、弥生式時代のつぎを古墳時代と呼ぶのが習慣になつてゐる。古墳時代とは、すなわち貴族の墳墓として、地上に壮大な墳丘をもつた古墳の作られた時代であるといふ。古墳という貴族の墳墓の豊

富な副葬品は、この時代の文化の研究に必要な多くの資料をわれわれに提供してくれる。しかし、古墳は死者の墓の一種であり、ある時代の文化を代表するものではない。古墳時代も、その時代の墓制を代表するものではない。古墳時代といへども、すべての人々がこのように壮大な古墳に埋葬されたのではないからである。むしろ当時の社会全体から

みれば、あまりにも少数の、限られた人だけが古墳をもちえたにすぎなかつたと思われる。そのほかの大部分の人々は、決して埋葬されなかつたのではあるまいが、今日その墓を発見することが困難である。埋葬が行われたにもかかわらず、墓が発見されないというのは、その墓がわれわれの注意から逸しているような特殊な場所にあるためではなく、それが遺蹟として残りがたい形式のものであつたからであろう。したがつて、わが国の一般墓制の沿革上からみれば、古墳はその一時期に一般墓制とは別に出現した、特殊な葬法として理解すべきものである。

それでは古墳が特殊な墓制であるということと、それが本来貴族のために作られたものであるということとは、いかに関連するのであろうか。古墳が貴族の墓であるといわれる意味は、貴族の墓が古墳以前にもつていたある形式から、古墳という新しい形式に変化したということであるのか。あるいは貴族という新しい身分の発生によつて、古墳もまたはじめて作られるにいたつたということであらうか。

現在知られている前期の古墳は、いずれをとつてみても、自然の地形を利用して作られた前方後円墳などの墳丘の形

式、堅穴式石室に属する内部主体の構造、長大な割竹形木棺を用いた埋葬の方法、鏡・玉・石製品・利器などをふくむ副葬品の内容など、すべての点において、すでに一つの様式の確立を示している。しかも、その萌芽を弥生式時代に尋ねて、北九州地方に見られる小規模な封土を伴う箱式棺の類や、鏡・玉・剣などの副葬品を伴う壟墓の存在を挙げるとしても、それらから前期古墳としての様式が確立されるにいたる過程を遺蹟によつて跡づけるには、ほとんど証明の材料がないのである。したがつて、もし古墳の源流を他に求めて、当時の貴族たちがたまたま国外の高度の文化に接触した際に、従来の固有の墓制を棄てて外来の墓制を採用した、というようなことがいえるならば、現実の突如たる古墳の発生もやや合理的に説明しうることになるであらう。事実、古墳時代の後期の墓制が、同じ古墳とは呼ばれながら、それ以前のものとはいちじるしく変つて、大陸風になつてゐることは、まさに当時の貴族の大陸文化へのあこがれによつて、充分に説明される。ところが前期の場合には、わが国に突如として形成せられた古墳は、中国や朝鮮の墳墓とはあらゆる点で相異を示しているのであ

る。もし彼我の間に多少の類似点を認めるとすれば、それは墳丘の存在とか、厚葬の風習とかの特徴にすぎないのであつて、内部主体の構造はおろか、墳丘内における埋葬の位置さえも一致をみない。要するにわが国の前期の古墳は、大陸の墓制をそのまま移して成立したものではなかつたといわざるをえないのである。

そこで考えられることは、わが国の古墳と同じものは他に存在しないとしてみても、この古墳を構成する個々の要素は、彼の地の種々なる墓制のうちから選択せられたもので、その結合の結果として、わが古墳の独自性が生じたのではないかという解釈である。たとえば前方後円墳というわが国独特の墳形は、円墳と方墳という中国における二種の墳形を一つに組みあわせて立案されたものであろうとか、円墳の前方に祭場を附設するという中国の墳墓の形制を模して創成せられたものであろうとかいう、かつて試みられた説明は、意識すると否にかかわらず、外来の要素の結合によつてわが古墳の發生を考えようとしていたのである。この傾向の論旨をさらに進めて行くと、古墳を構成する要素のうちには、より古くからわが国に存在したものであるこ

とを想像することも不可能ではないように思われてくる。

古墳を生むにいたるまでの貴族の墓が、もしその墳形において完全な前方後円墳の形成をとらず、また厚葬の風において古墳におよばぬものであつたとすると、さらにまた、幸か不幸か、それが現在の考古学者の注意から逸しているような、特殊な場所にもあるとすると、貴族の墳墓がより簡単なものから次第に発達して、ついに古墳と呼びうるものにまで到達したことの証明は、すべてより注意深い將來の調査に期待されねばならないことになる。しかし、はたして古墳發生以前の貴族の墳墓は、現在までの考古学者の不注意のみによつて、なお世に知られずに埋もれているのであろうか。

こうした古墳の形式論からでは問題が解決しないとすれば、古墳の發生は貴族の發生を意味するという解釈は、はたして可能であろうか。それには貴族と呼ばれるものの実体をどのようなものと考えるかがまず問題である。それが単なる族長とか、魏志倭人伝に見られる大人とかいうものでは、説明がつかぬことはいうまでもない。また、卑弥呼の死するや大いに冢を作る、経百餘歩、殉葬する者奴婢百

余人、という倭人伝の記載はあるが、それがわれわれのいう古墳の築造を意味するものであることを疑う立場からいえば、倭の諸国の諸王諸官をもつて、いまの場合の貴族の内容とすることも不適当である。しいていえば、たとえ系統的にはそれらの独立小国の首長の地位に近いものであつたとしても、後に大和政権の傘下に編入されて、県主の名をえたとと思われるような人々を考えるのが、もつとも適當であろうとは考えられる。しかし、古墳の発生を考える場合に必要な貴族の発生とは、これらの諸小国の首長が大和政権によつて県主としての身分を公認されるというような契機を指すものと限るには、さらにそのための証明が必要であろう。前期古墳の分布が畿内を中心としてひろがつていることから、古墳營造の風習が大和政権の勢力の伸張に伴うて披がつたことは認められるとしても、これに服属しないものが古墳を作る自由をもちえなかつたとは速断しえないからである。この問題をこれ以上追究するためには、ここで観点を新たにする必要がある。その解決の鍵として、古墳から発見される伝世鏡と同范鏡とを取り上げて、従来看過されていたその歴史的意義を考察し、またそれに関連

する範囲で、古墳の発生の問題を考えてみたいと思う。

## 二 伝世鏡から考えられること

前期の古墳の副葬品には、魏晋代の中国鏡やその仿製鏡のほか、しばしば内行花文鏡や方格規矩四神鏡などの、漢中期の中国鏡がふくまれていることがある。これらの漢中期の鏡が、その製作後かなり永い年月を経てから、たとえは後代の魏晋鏡などとともに、わが国に輸入されたものではなく、古く輸入されて以来、わが国にあつて永く伝世されたものであることを指摘せられたのは、学史に一転機を劃した梅原末治博士の卓見<sup>①</sup>であつた。ただ伝世の宝鏡をも墳墓に納めるにいたつたのは、大量の魏晋鏡の輸入によつて、古墳に鏡を副葬する風習が生じたからであると考えられることは、やや性急にすぎると思われる。私見をもつてすれば、魏晋鏡もまた多少の伝世の期間をもちえたかにみられるのであり、これに伴出する碧玉製腕飾の類にも、同様にして若干は伝世せられたことを論証しうる遺品がある<sup>②</sup>。しかし、漢中期の中国鏡が、それらにくらべるとはるかに長期にわたつて伝世せられたものであることは

否定しえない。ただ単に結果において伝世の期間が永かつたというだけではなく、それが古墳築造當時にも伝世品として區別して意識されていたことは、撰津国三島郡豊川村宿久庄紫金古墳において、三角縁神獸鏡を主とする新しい一面の鏡が棺外に置かれていたのに対して、伝世された方格規矩四神鏡一面のみは、棺内の遺骸の傍に置かれていたというような実例があることによつて知られよう。しかもこれらの鏡が二、三世紀にわたる伝世の期間中に、鈕孔や鏡縁のみならず、文様の部分にまでも磨滅を生ずるほど使用された痕跡をのこしていること、中には讃岐石清尾山石塚出土の方格規矩四神鏡<sup>③</sup>のように、破損した品に穿孔して綴りあわせてまで使用したことの明らかなものまでもあることは、その伝世の趣旨は鏡の保存にあつたとしても、それが単に秘蔵されたにすぎぬものではなかつたことを示している。それではこれらの伝世鏡は、どのような目的に使用されたのであろうか。

わが上代における鏡の尊崇については、すでに諸學者によつて説きつくされてきている。鏡は神の御魂として神をいつくがごとくいつき奉るべきもの(記、天孫降臨)であり、と

もに床を同じくし殿を共にし、以て齋鏡いはいのかがみとなすべきもの(神代記下、第二ノ一書)であつた。また鏡をいつき奉るとは、賢木の枝にとり掛けて神威が発動しうる状態にすることであろう。神夏磯媛は「磯津山の賢木を拔りて、上枝には八握劍を掛け、中枝には八咫鏡を掛け、下枝には八尺瓊を掛け、また素幡を船の舳に樹て」来たつて帰徳を願うた(景行紀二年)という。崗県の祖熊鰐は「五百枝の賢木を拔取り、以て九尋船の舳に立てて、上枝には白銅鏡を掛け、中枝には十握劍を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて」天皇の行幸を迎え、また伊弉巢主の祖五十迹手は「五百枝の賢木を拔取りて、船の舳に立て、上枝には八尺瓊を掛け、中枝には白銅鏡を掛け、下枝には十握劍を掛けて、穴門の引島に参迎へて献る」(仲哀紀八年)とある。賢木に鏡その他を掛けて捧げるといふのは、それを神に献ずる形式のようにのみ解されやすいが、実は同時にそれが神そのものの標章であつたのである。鏡を視ること神を視るがごとくするといふのは、鏡をこのような状態において示すことによつて神の顯現を示すということでもある。したがつてまた、そのような鏡を伝世するということは、神の保護を受け継

ぎ神の祭りを継ぎ伝えるということである。祭政一致といえはやや空々しく聞こえるが、部族の生活を守るために神の保護が必須のこととされた社会では、神威を顕わすための宝器の管理は、司祭的首長の責任でもあり、また彼の地位の保証でもあつたであろう。鏡・玉・剣をかかけて天皇を迎えたのも、自己の司祭権を棄てて、神とともに服従を誓うことの表明であつたと思われる。

武日照命が天からもちきたつたと伝えて、出雲大神の宮に蔵められている神宝を、崇神天皇が見たいといつて献上を命ぜられた物語（崇神紀六〇年）なども、天皇としても単なる好奇心からの思いつきではなからうが、出雲振根にとつては司祭権の剝奪に等しい打撃であつた。この物語に關連して「真種の甘美鏡、押し羽振れ、山河の水泳御魂、静め掛けよ」という小児の言葉が伝えられているのは、鏡と玉とをもつて神を祭るといふ一般的な意味であるのか、出雲の神宝の主なる内容が鏡と玉とであつたことを暗示しているのかはよくわからない。しかし、天日槍がもたらして但馬国に蔵めて神物とされたという七種の品物の中には、各種の玉とともに日鏡一面（垂仁紀三年）が挙げられている。

この鏡が日の鏡と呼ばれたことは、八咫鏡がまた日像ひわがたのの鏡（古語拾遺）と呼ばれたことと無関係であるまい。それとともに、当時鏡を神と観じたのは、限られた大和の首長だけの信仰にはとどまらなかつたことも知られる。

古墳から発見される漢中期の鏡が、そこに副葬せられるまでに二、三世紀にわたつてわが国で伝世されてきたものであるということは、その鏡の使用の目的が、たとえば神宝とも呼びうるような、伝世を必要とする祭祀的なものであつたからであろう。そのような貴い品物として中国鏡が選ばれたのは、かならずしも鏡銘に「見日之光、天下大明」とか、「見日之光、長毋相忘」などという章句がみられ、「天日之光」、「明如日月」などの語をもつて鏡の明るさを日の光になぞらえたものがあるからである。とまでいふには及ぶまい。あるいは五十迹手が鏡・玉・剣を天皇に献じた時に、「また白銅鏡のごとく分明に山川海原をみせなわせ」と奏言したといひ、さらに当時真澄鏡の名などもあるものかならずしも鏡を「潜而明」と讚え「明鏡」と呼ぶ中国鏡の銘文を理解してのことと断ずるには及ぶまい。ただ鏡に神を視ようとしたわが上代人の直観は、その製作者である

中国人の思想からみても、はなはだしく無稽のことではなかつたといふべきであらう。いずれにしても、伝世すべき神宝として中国鏡を選ばねばならなかつたのは、單に當時わが国では鑄鏡のことが行われなかつたからにすぎないと考へるほかはない。

しかし、こういう疑問がぐるかもしれない。すなわち、伝世を必須とするという鏡が、現実には伝世せられずして、ある古墳に副葬されているという事實は、これらの鏡の伝世品であることを強調する學説に矛盾のあることを示しているのではないかと。しかしこの矛盾は、われわれの解釈のうち存するものではなくて、古墳營造者の行為の上に生じたことと見るべきである。いかえれば、彼等は伝世の宝器を保持しつづけたある司祭的首長の死にあつて、この首長の存在をより高めるために始めて古墳を作り、しかも宝器の伝世を絶つてこれを副葬品のうちに加えることによつて、彼をかくも権威あらしめた聖性の根元を、そこに棄て去ることをあえてしたのである。このような現象のおこりえた理由は、死者に代つて新たにその地位につくべき首長にとつては、もはやそのような古い形の聖性の附

与によつて、その権威を保証せられねばならない必要がなくなつていたからであらう。一言にしていえば、権威の形式が革新せられたのである。崇神天皇がそれまで天皇の大殿の内に祭つていた天照大神と倭大國魂との二神を、それぞれ豊鍬入姫命と淳名城入姫命とに託けて外に移した(崇神紀六年)というのも、たとえその神の勢を畏れて共に住むに安からずという信仰の厚さによるものといわれているにしても、司祭的性格から解放された政治的権力のみによつて立とうとする決意は明らかに読みとれる。

論じてここにいたれば、さきに古墳の發生の理由として、貴族の發生によるものであらうかとした不完全な言葉の意味は、貴族の権威の革新によるものとして理解されることになるのである。それまで存在しなかつた階級的な意味における貴族が新たに發生したといふことはなく、在來の貴族の権威の根底が革新されたことを考へようといふのである。

それでは、古墳の發生を貴族の権威の革新の象徴として把えらるゝとすれば、その新たな権威の性格はいかなるものであらうか。いまこれを外的要因によつて考へようとすれば、

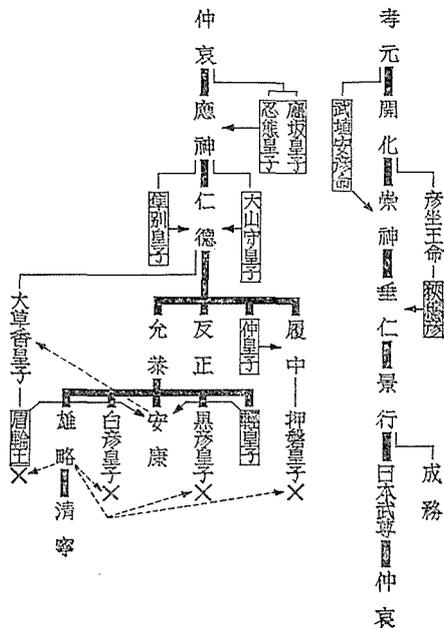
部族連合体の結成とか、強大勢力への服属とかいつた、対外関係の変化によつて生じた、首長の地位の外的承認とみることができよう。また内的要因によつて説明しようとするれば、首長権の世襲性の発生と関係づけるのが妥当であろう。もとより単なる首長の地位の外的承認ならば、すでに三世紀の邪馬台国にも認められるし、首長権の世襲の事例もまた古くよりありえたかと思われる。しかし、皇位をめざして天皇と争うたことが記紀に伝えられている人々を例にとつても、後には応神天皇に対する厩坂・忍熊両皇子（神功紀元年）や、仁徳天皇に対する大山守皇子（仁徳前紀）の如く、異母兄の關係にある人が、天皇の即位に先だつて優先権を主張する行動に出ているに對して、それ以前の時代では、崇神天皇に対する武埴安彦命（崇神紀一〇年）は叔父にあたり、垂仁天皇に対する狹穗彦（垂仁紀五年）は從兄にあたるというように、先代の子息ではないものが、すでに即位をした天皇の地位を實力で奪おうとしていることが注意される。これを皇位の世襲制はすでに行われながら、なお同族間においてこれに反抗するものあつた時代が、世襲制の確立にいたるまでに先行したことを示すものと解釈

しうるならば、そうした抵抗を生みながら首長権の世襲が強行されつつあつた段階を、いま世襲制の發生期として把握しようというわけである。さらにまたこの内外両要因は、現象としてはおそらく一つのものであつたであろう。したがつて、ここには世襲的首長の地位の恒常性の外的承認という言葉で、革新された貴族の權威の内容を表現しておきたいと思う。

繰り返かえしていえば、神を祭るために伝世することを必要とされた宝鏡が、伝世を絶つてある首長の墳墓に副葬せられるという事態の生じた理由は、単に大量の魏晉鏡の輸入によつて、古墳に鏡を副葬する風習が生じたからであるといふような表面的な理由にのみよるものではなく、先代に代つて新たに首長の地位についた後継者にとつては、その首長としての權威の性格が、かつて宝器の保持者が部族内において獲得していたような宗教的信望にもとづくものではなく、世襲制のもとにおける当然の繼承者として、異なつた角度から保証されることになつたために、もはや半ば以上伝世の必要を失うたからである。古墳もまた、まさにこういう情勢の変化を契機として発生したものと考えら

れるのである。

- ① 梅原末治博士『讃岐高松石清尾山石塚の研究』(京都帝國大學文學部考古學研究報告 第一二冊、昭和八年)、同「上代古墳出土の古鏡に就いて」(『日本考古學論攻』昭和十五年)。
- ② 小林行雄「鍬形石の研究」(日本考古學協會彙報 別篇2、昭和二十九年)。
- ③ 梅原末治博士『讃岐高松石清尾山石塚の研究』(前出) 図版第三九参照。
- ④ 古事記には天之日矛の神宝を玉津宝八種とし、そのうちに奥津鏡・辺津鏡計二面を数えている。これは旧事記が饒速日尊が天より受け来れる天璽の瑞宝十種として、瀛津鏡・辺津鏡その他を挙げ、これらを鎮魂の具としていることと関係があるろう。したがって、首長が神宝をもつて神を祭るということは、首長が神から活動力を受ける儀式が重要であつたと考えうる。
- ⑤ 皇位を争うものが異母兄である段階につづいて、同母兄弟になつた段階があらわれている。履中天皇に対する住吉仲皇子、安原天皇に対する木梨輕皇子の如きがそれである。五世紀を特色づける兄弟相続の頻出も同じ現象であらう。(下図参照)
- ⑥ 伝世鏡がついに伝世を絶つて古墳に副葬されるにいたつた意味はこのようなものであつたから、一地域に若干の古墳が存在する場合には、そのうちでも古く作られた古墳に伝世鏡の副葬を見る事が多かつたであらうと思われる。しかしまた、それらの古墳がすべて前期には廻りえないもののみであるような場合には、中期の古墳にも伝世鏡の副葬が見られうることになる。



したがって伝世鏡によつて古墳の発生の歴史的意義を考えようとする立場は、必ずしも伝世鏡を有することをもつて、その古墳が前期のものである証拠となることを説こうとするものではない。われわれの有する資料のうちには、一例ではあるが近接する二古墳のうちの新しい古墳の方にのみ伝世鏡の副葬を見る实例もある。山城国綴喜郡八幡町西車塚と東車塚の場合がそれで、西車塚古墳が傾斜地を利用した前方後円墳の墳形といい、車輪石・石剣・鍬形石などの豊富な副葬といい、平地に築かれて碧玉製腕飾類をもたぬ東車塚よりは古く考えられるにもかかわらず、伝世の長宜子孫内行花文鏡は東車塚の方から出土している。古墳の発生は伝世鏡の副葬を可能とする契機を生じはした

が、もしより強大な政治的権力によつて伝世を絶つことを強制されるといふようなことがなかつた場合には、なおしばらくは伝世をつづけられることがあつたのであるうか。こういう事情によつて、中期の古墳にいたつて伝世鏡が副葬せられることも、時にはありえたのである。

なお東車塚の特殊性は、次節の同範鏡の図表に示されているように、西車塚は間接に山城大塚山と結びつくに對し、東車塚は大和新山と結びついていることから説明することができる。

### 三 同範鏡から考えられること

壮大な古墳を築いて先代の首長を葬るという風習が、本来畿内を中心として起つたものであることは、今日ではすでに学界の常識となつている。またそれらの古墳の營造者が、世襲制にもとづいて首長の地位をついだものであることも、以上の論述によつて認められたこととしよう。しかし、はたして彼の繼承した地位が、大和政権によつて承認された県主的地位であつたか、あるいはそれと直接の従属關係をもたない、独立小国の王的地位であつたかは、いままでにはまだ証明されていないところである。もしそれが県主的地位であつたと考えるならば、ある地域における古

墳の發生に先立つて、かならずそれらの地域が大和政権との間に連繫を結んでいたことが証明されねばなるまい。たとえば、いま前期あるいはそれに近い時期の古墳の分布を調べると、それが東海道では武蔵まで、東山道では上野にまで、いずれもかろうじて達し、北陸道にはほとんどおよばず、西海道ではわずかに筑前と豊前とを含む程度のものであることが知られて、ある時期における大和政権の力のひろがりを推しはかることはできるが、それらの古墳が當時真に大和政権の勢力範囲内においてのみ遺されたものであるか否かは、これだけの材料からでは明らかにされない。問題の核心をつくためには、さらにこれらの古墳にあらわれた種々の現象のうちから、それが外部からの模倣の結果ではなく、内部からの供給によつて生じたものであることを明らかにしようなものを摘出して提示することによつて、はじめてある地域における古墳の發生を大和政権の主動性によつて把えることができるであらう。それには魏晉鏡のうち例の多い同範鏡を、考察の材料とすべきである。

同範鏡とは、同じ鑄型を用いて鑄造せられた鏡の意味で

あつて、中国鏡にも仿製鏡にもその例があり、わが古墳に副葬せられたものうちにも、各時代にわたる実例が少なくない<sup>①</sup>。いまそのうちから魏晋代の三角縁神獸鏡と、その仿製鏡と考えられているものとを主とした、三〇種の鏡を取り上げてみよう。取りあつかう同范鏡の種類を三〇種に限つたのは、これによつて西は北九州から東は関東に及ぶ三七基の古墳が、相互に同范鏡を分有する關係によつて結ばれて、大きな一つの群を構成しているからである。この關係を図表によつて示すと次頁のとおりである。この図表において、二つの古墳名を連結する太線は、両古墳が同一種類の同范鏡を分有することを示し、その線上にある数字は、かりにつけた同范鏡の鏡式をあらわす番号である。したがつて、数字を中心として見れば、数字の位置に集まる線の数は、その同范鏡が何基の古墳にわかれて副葬されているかを示す。また古墳名を中心として見れば、古墳名の矩形の周囲から出ている線の数は、そこから幾種類同范鏡が発見されているかを示すわけである。

さて、同范鏡が二つ以上の古墳から発見されているという事実に対しては、これがかつてわが国にもたらされた多

量の鏡のうちに偶然にふくまれていて、なんらの必然性をもたずに、鏡の分配の過程において、各地の古墳の被葬者の所有に帰したという解釈が下されないとはいえない。しかし現実において、たとえば山城国相楽郡高麗村椿井大塚山古墳から発見された、鏡式の明らかかな二三面の三角縁神獸鏡中に、同范鏡三種七面(二面同范二種、三面同范一種)をふくむというように、一つの古墳に同じ同范鏡が二面以上、同時に所有されている例が少くないことからみると、これらの所有者が鏡の同范を意識しえたことは、まづたく否定するわけにはゆかぬのである。もとより今日の考古学者のように、厳密な比較検討によつて、その同范鏡であることを知るといふようなことはなかつたであろうが、それらが将来され、また保存されていた状態のうちに、比較的容易にその同范であることが見分けられるような手懸りが与えられていたのであろう。現在わが国で出土している約二〇〇面の三角縁神獸鏡のうち、同范鏡であることの明らかにされたものはすでにその三分の一に達するほどである上に、同一種の鏡について五面以上の同范鏡の発見されている例も少くない。したがつて、やや想像をたくましくす



ることになるが、これらの鏡が輸入せられた際には、かなり多くの量が数枚ずつの同範鏡のセットによつて占められており、またその一セットは同一の鏡匣に収められていたこと、さらにわが国においてもその鏡匣のまま保管されたことがあつたと考えるならば、同範鏡に対する特別の注意が生じたことも不自然ではないと思われる。

さらに山城大塚山古墳と大和佐味田古墳(7・9)、あるいは豊前石塚山古墳(8・13)、あるいはまた豊前赤塚古墳(12・13)との間に見られるように、二つの古墳において二種の同範鏡がいずれも分けて所有されているような場合のあることは、単なる偶然ではなく、そこに同範なるが故の分配という考えが介在したものと思われる。そうすると、二つの古墳が一種類の同範鏡を分有する場合にも、これをその一方から他方へ分与せられたか、あるいは第三の所有者からはじめの両者へ分与せられた結果と見ることができらうであろう。第三者からの分与を考慮する必要のある場合とは、たとえば但馬森尾古墳と上野柴崎古墳とから発見されている正始元年銘神獸鏡(2)に対して、それが別に上野柴崎古墳との間に同範の三神三獸獸帶鏡(20)を分有し

ている大和新山古墳の被葬者から、両古墳の被葬者に与えられたものであることを考えるべきである、というような例を指すのである。

船載鏡について見出された以上のような関係は、仿製鏡の場合にも成立する。すなわち、撰津紫金山古墳において、同範鏡二種四面(22・28各二面)の共存が見られ、また同古墳と長門長光寺山古墳との間に、二種(22・23)の同範鏡の分有が見られることは、仿製鏡についても、その同範鏡であることの意識や、そのための分配があつたことを示すものであろう。

さていまこの図表において、九種の多きにわたる同範鏡を、筑前武蔵・豊前石塚山・豊前赤塚・周防竹嶋・播磨吉島・河内御殿山・山城長法寺・大和佐味田、遠江大塚・相模大塚山・武蔵白山・上野三本木の一二古墳との間に直接に分有している、山城大塚山古墳の場合をとりあげて、それがどのような意味をもっているかを考えてみよう。まず一般論として、二つの古墳の間に同範鏡の分有が見られることが、その一方から他方へ同範鏡が譲られたか、第三者から両者が譲り受けたかのいずれかと考えることは、す

てに指摘したところであるが、山城大塚山古墳のように九種類にも上る同範鏡を分有する例の場合には、その分配に際して第三者の介在を考慮する余地は乏しいと見られる。したがつて、山城大塚山が各地から鏡の献上を受けたか、逆にその所有品を各地に分与したかのいずれかになるが、山城大塚山との間に同範鏡を分有する古墳の分布が、西は筑前・豊前・周防から東は相模・武蔵・上野におよんでいることを思うと、特に東国の諸首長が、畿内へ献上しうるほど多数の同範鏡をそれ以前に所有していたとは想像しがたい。故にこの場合は、山城大塚山から各地の首長に鏡が分与せられたというのが、もつとも可能性のある解釈になる。

さらに、山城大塚山古墳に残されていた鏡の分配については第三者の介在を容れる必要はないとしても、他の二古墳の間に見られる同範鏡の分有に対して、山城大塚山が第三者たる鏡の供給者としての役割を演じた場合のあることは、十分に推論しうる根拠がある。たとえば、山城長法寺(二面)・山城西車塚・摂津へボン塚・美濃長塚の四古墳から五面の同範鏡が発見されている天・王・日・月唐草文帯

二神二獸鏡(10)に対しては、一般的原則によつて、それらが山城長法寺から他の三者に分与せられたものであることも想像しうるが、山城長法寺との間に天王日月四神四獸鏡(12)の同範鏡を分有している山城大塚山から、直接に以上の四古墳の被葬者に分配されたものと考えすることも可能ではない。山城一本松塚古墳が播磨吉島古墳との間に分有している同範鏡1、甲斐銚子塚古墳が上野三本木古墳との間に分有している同範鏡4などは、山城大塚山から分与をうけて大塚山には残らなくなつたものと解釈するに、もつとも適當なものである。さらに河内御殿山古墳と大和佐味田古墳とに分有されている同範鏡18の如きも、河内御殿山に対しては同範鏡8とともに、大和佐味田に対しては同範鏡7・9とともに、山城大塚山から分与せられて、また大塚山には残らなくなつたものと説明することができる。このように考えることが許されるならば、さきに列挙した一二古墳のほかに、播磨加古川・摂津へボン塚・山城一本松塚・山城西車塚・近江六地藏・伊勢筒野・美濃長塚・甲斐銚子塚などの八古墳もまた、山城大塚山から直接に同範鏡の分与をうけた候補者に加えうるであらう。たとえこれ

らの古墳については、山城大塚山との間に直接の關係があつたと認めることは躊躇するとしても、それらの鏡がもとは山城大塚山から出蔵されたものであるとする間接の關係の存在は、かなりの確實性をもつてであろう。

さてこのように、山城大塚山古墳の被葬者という畿内の一首長が、全国各地にわたる一二カ所あるいは二〇カ所の首長に対して、それぞれ鏡を与えるというようなことがありえたのは、決して貢獻の意味ではなく、必ずや恩賜の意味であつたにちがいが無い。また与える側と受ける側とが対等の交渉では、これほどの広範圍にわたる結果は生じえない。またかりに、北九州の諸首長に対しては、山城大塚山の方が受けとる立場であつたとしても、各地から徵集するというのは、やはり山城大塚山の方が上位の交渉となるであろう。細部はどのように考えるにしても、いま問題にしている山城大塚山古墳と關係のある諸古墳の被葬者は、山城大塚山古墳の被葬者の生前において、より厳密にいうならば大塚山古墳の作られる以前において、大塚山古墳の被葬者ないし、その人によつて代表されるより大きな政治的勢力の下に結びつけられていたということができる。しか

もここに取り上げられている筑前武蔵・豊前石塚山・豊前赤塚などの諸古墳は、現在知られている限りでは、いずれもこれらの地方における最古の古墳に属するのであるから、これらの地方においては、古墳の出現に先立つて、すでに畿内の政治的勢力への結びつきがなされていたことが認められるのである。東国の場合にもその間の事情はまつたく同様である。

これを要するに、同范鏡を用いて畿内の古墳と地方の古墳との結びつきを証明する方法によるならば、地方における古墳の出現が、大和政権の勢力範圍外においても生じたのではないかという推論は、実証的にはいちじるしく可能性を欠くものといいうるのである。論じてここにいたれば、先に地方における古墳の發生の原因を、單なる首長権の世襲制の發生という内的要因のみでなく、その外的要因を加えて、大和政権による承認を伴うた、首長の県主的存在への転化に求めようとしたことが、はじめて妥当性のある推論として認められることになつたと信ずる。

ただ一言注意しておかねばならないことは、以上の論述においては、説明を簡単にするために、同范鏡の分与をす

べてそれが発見された二古墳の被葬者の間に行われたものとして取りあつかつたという点である。事實はこれらの魏晋鏡の輸入せられた当時から、それが各地の古墳に副葬せられるまでの間には、すくなくとも半世紀以上の年代の開きがあると考えられる。したがつて、同范鏡の分与がその輸入直後においてなされたとすれば、これに關与した人々は、これらの鏡が発見された古墳の被葬者とは世代を異にする人々であつた場合も数多く生じたであらう。いままでこの点にふれなかつたのは、その可能性を疑うからではなく、同范鏡に対する当面の問題の解明には關連するところがすくなくと考へて、省略したにすぎない。しかし、同范鏡の分与を輸入直後の三世紀中葉にまで遡らせて考へるとすれば、それは邪馬臺国当時における山城南部に、後の大塚山古墳によつて象徴されるような、優勢な国があつたことを認めねばならないことになつて、問題はますます拮がらざるをえないのである。

① 小林行雄「同范鏡による古墳の年代の研究」(考古学雑誌 第三八卷第三号、昭和二七年)参照。なおこの旧稿と本論文との間に記述の一致しない点があるのは、すべて本論文によつて訂正せられたものとして取りあつかつていただきたい。

② このうち一種は山城大塚山古墳においてのみ同范鏡が発見されているものであるから、ここに掲げた同范鏡の図表中には表示されていない。樋口隆康「山城国相楽郡高麗村椿井大塚山古墳調査略報」(史林 第三六卷第三号、昭和二八年)参照。

#### 四 邪馬臺国所在地論への関連

大正時代の邪馬臺国所在地論争において、わが古墳出土の三角縁神獸鏡を代表とする魏晋鏡の分布が、畿内を中心として見られることを有力な証拠として挙げる考古学者と、鏡の如く移動しやすい遺物の分布の如きは一顧に値せずとする史家との間に、意見の対立を見たことは著名な事實である。当時は不幸にしてこれ以上の論議が重ねられなかつたが、はたして考古学者は、鏡の分布には後代における鏡の移動という現象がまつたく含まれていないと考へていたというのであろうか。あるいはまた史家は、そこには鏡の輸入当時における国内の政治的状況の反映はまつたく見られないと断言する自信をもつていたのであろうか。

現在われわれが見ることのできる、古墳出土の魏晋鏡の分布が、すでに同范鏡について考察したように、三世紀中葉以後における国内での鏡の移動の結果をも反映している

ことは、誰しも認めるにやぶさかでないところである。しかしそれ以外に、もし三世紀中葉における政治的情勢をも反映しているとすれば、鏡の分布観からは邪馬臺国九州説の成立は困難になるはずである。この簡単な理窟が忘れられていたのは、当時の考古学者が、問題をただ分布の密度のみによつて取り上げていたからであつて、国内における後の移動を充分に分析することができなかったことによるものといえよう。このように、当時の論争はいわば幼稚なものであつたが、実は鏡の平面的な分布のどこまでが三世紀中葉の事態を反映し、どの程度が後の移動によるものであるかを識別することは容易ではない。しかし、識別が容易でないということは、決してそこに古い政治的情勢の反映があることを否定する根拠にはなりえないはずである。

それにもかかわらず、かつてわが国における魏晉鏡の分布の状態のうちに、三世紀中葉の政治的情勢を反映する部分のあることが疑われたのは、銅鏡百枚を魏帝から贈られたとまで伝える邪馬臺国が、九州の地にあつたことの痕跡が、考古学者の提示した鏡の分布状態の上になつたことを認められないからであつた。したがつて、それは半世紀以上も

以前の政治的情勢は、後代に終結した鏡の分布の上には残されえないという決定的な審判ではなく、邪馬臺国九州説を奉ずるためには、同時には信じてはならない事実であるというにすぎなかつた。したがつて、同範鏡から導き出された以上の推論に対しても、そうした人々は故意に目をふさぎようとするかもしれない。しかし、かりにこれらの鏡が一旦は九州の邪馬臺国へ輸入せられたものであつたとすると、同範鏡の分有関係の上には、邪馬臺国から当時その傘下にあつた諸小国に、それが分配された痕跡がまつたく認められないから、すべて後に畿内勢力の手によつて没收せられたか、あるいは邪馬臺国当時には、その勢力範囲内へは鏡が全然分配されなかつたことを考えるほかはないということをも、蛇足ながらはつきり申しておきたい。

もしまだ同範鏡の分有関係の上に、三世紀中葉の政治的情勢が反映していないとか、邪馬臺国当時には鏡が分配されなかつたとかいうのは思いすごしであつて、一部にはそれがあらわれていることを認めてよいといふのであれば、具体的には筑前武蔵・豊前石塚山（三面）・豊前赤塚の三古墳によつて所持されている天王日月猷文帯三神三獸鏡（13）

であるとか、筑前唐人池・豊前石塚山の二古墳によつて所  
持されている天王・日月獸文帯四神四獸鏡(15)をもつて、  
当時九州内部で分配されたもの名残りとするほかはある  
まい。ところがその場合には、一方ではそれらと同じ同范  
鏡の他の一面が、山城大塚山古墳や大和新山古墳にもきて  
いることを注意しなければならぬ。いまは九州において  
まず鏡が分配されたことを考えようとするのであるから、  
畿内に対しても九州の首長の一人から献上されたことにな  
ろう。かりに山城大塚山の鏡は豊前石塚山から献上された  
ものであるとすると、石塚山では所有している鏡のうちの一  
部を畿内に贈つただけで、残りは自己の手もとに保存す  
ることができたことになる。もしこの場合に、山城大塚山  
の鏡が石塚山などとはまつたく別の九州の某首長から献上  
されたものであつたとしても、その首長は所蔵の鏡のすべ  
てを献上させられ、石塚山らは所持を許されたことになる。  
このように、邪馬臺國治下の北九州の諸首長のうちで、後  
に彼等が大和政権によつて征服された際に、所蔵の鏡をこ  
とごとく没収されたものと、それを免ぜられ、また一部を  
残すことを許されたものがあつたとすれば、こういう寛

大な処置を受けえた北九州の一部の首長たちが、死後に古  
墳を築いて葬られることになつたのも、もちろんその生前  
における畿内との特別な關係によるものであることになる  
から、北九州における古墳の発生が、また大和政権との結  
びつきの結果であることが、改めて立証せられることにな  
る。そればかりでなく、すでに同范鏡の分有關係の上に三  
世紀中葉の政治的情勢もまた反映しうるものであることが、  
より多くの學者によつて認められたことになるのであるか  
ら、山城大塚山のように、畿内のみでなく、西は北九州か  
ら東は關東の一部にまで政治的交渉をもちえたような強大  
な勢力の所有者が、山城南部に存在するという四世紀前半  
の状態が、そのまま三世紀中葉以来一貫したものであると  
いうことを想像したとしても、また理論的な非難をうける  
ことがすくなくならうというものである。

同范鏡の分有關係において山城大塚山古墳の示す事実の  
うちに、もし三世紀中葉の状態を反映する部分と、それ以  
後の鏡の移動による結果とが、二つながらあらわれている  
とすれば、おそらくここに数十面にのぼる船載鏡が集中し  
て所蔵されているという状態こそ、由来の古いものと認む

べきものであろう。この古墳からも、同時に伝世の長宜子孫内行花文鏡が発見されているから、山城大塚山の大首長は、一方では伝世の宝鏡を奉持する司祭的性格をも帯びていたことであろう。だからといつて、ここに邪馬臺國の所在地を求めようというのではもちろんない。また邪馬臺國が大和にあつたとしても、南山城のこの地がその邪馬臺國の領域内にふくまれていたか、あるいはそれと領域を接する別の國の地であつたかも明らかでない。ただこのように驚くべき大きな勢力の所有者が現状においては大和にてなく、山城に見出されるということは、決して当時の大和にはこれに匹敵するような強大な中心が存在しなかつたことを意味するのではなく、大和にもまた当然これに劣らぬものがあつたことを推察すべきことを暗示しているのである。

また大和にはわれわれの調査を許されない多くの古墳があるために、適当な資料をえることができないのであると考へる。たとえば崇神陵や景行陵のような古墳に副葬されている鏡の種類を知ることができるとすれば、同范鏡の図表も、もつと形をかえたものになるとは予想されるが、それは到底希望しえないことであろう。しかしまた、大和において

当然あるべき中樞的地位を占める古墳が見出されたとしても、山城大塚山古墳の示す重要な位置には、依然として変化はないであろう。

山城大塚山古墳の被葬者は、あるいは武埴安彦のように、大和の最高統治者の地位を争う資格のあつたほどの人であつたかもしれない。あるいはまた山背の大国不遲（垂仁紀三四年）のような重々しい名を負うた外戚の一人であつたかもしれない。それはなお明らかによべくもないことであるが、この一族が全国的な同范鏡の分配にはたした重要な役割りは、かならずや大和政権の統治力の伸張に役立つものであつたろう。初期の大和政権の構成に、南山城のこのような一勢力が、かくも大きな比率を占めて加わつていたということは、従来の政治史的考察の上にはあまり考えられていなかったことではあるまいか。初期の大和政権の構成の問題もまた、これらの面からさらに考へて見る必要があろう。

古墳の発生という、いわば考古学的な現象の究明にあつて、その論旨を邪馬臺國所在地論のような学界懸案の大問題との関連をもたずには解決できないような方向に導い

たのは、あるいは策の拙なるものと評されるかもしれない。しかし、古墳の発生の背後に首長権世襲制の発生を考えようとする事は、同時に、たとえ世々王有りといひ、卑弥呼の後をその宗女咄与が継いだという記事があるにしても、邪馬臺國にはまだ首長権の世襲制は発生していなかつたと

する解釈に立つものであること、いいかえれば、邪馬臺國の社会段階と古墳時代前期のそれとの間に、なお若干の差異を認めようとするものであることを申し添えておきたい。ここにただ世襲制というのが男系世襲制をさすことはいふまでもない。

(一九五四年一〇月)

## 会 告

十一月二日に開催されました本会において次のように会則が変更されました。

「第十五条本会に理事長一名、理事五名、監事二名、評議員二十名及び委員若干名を置く」とある評議員二十名を「評議員二十五名」に改める。

「第十五条本會のため功績顯著な者は評議員会の議決により名譽會員に推薦することが出来る」を新に設ける。

尚新に別項記載の役員を選出し、右の会則によつて、岩井武俊、岩橋小弥太、新村出、中村直勝、那波利貞、西田直二郎、羽田亨、矢野仁一の八氏を名譽會員に推薦致しました。

昭和廿九年十一月廿日

史 学 研 究 会

# The Importance of the Appearance of Mound-Tombs (*Kofun* 古墳) in Japanese History

by

Y. Kobayashi

Archaeologically mound-tombs may represent one epoch. However, they appeared as a special type of burial, separated from the common burials, at a certain period of burial history. Those tombs were built only for the nobles. And the mound-tombs came into being later than the establishment of the nobility, i. e. after the strengthening of their authority. When the nobles came to be hereditary local rulers and no more needed to be dependant upon such a previous priestly authority as symbolized by the inherited mirror (*Denseikyo* 傳世鏡), the mound-tombs were born and accordingly the hereditary mirrors were forsaken. This tendency prevailed all over Japan side by side with the development of the power of the Yamato Government. The generation of local mound-tombs always followed some political connection with the Yamato Government on the side of local rulers. This is proved by the fact that there were found *Dohankyo* (同範鏡)—mirrors cast in the same mould—given from the central government to local nobles. Thus the establishment of the hereditary system of the local nobility was backed by the recognition of the central government. The fact that *Kinai* (Yamato Province) was the center of the distribution of *Dohankyo* would explain the political situation as a whole since the middle of the 3rd century A. D.

## The Non-Slaveholders in the Old South

— In Connection with the Second American Revolution —

by

M. Yamamoto

The Second American Revolution, which widely opened the way for the development of American capitalism, was an enormous social war between South and North. Accordingly the study of the sectionality of both sides is an indispensable premise to fully understand the revolution.